



福岡医発第1718号(地)

平成21年12月21日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 横 倉 義 武

(公 印 省 略)

ソフトコンタクトレンズ用消毒剤の適正使用等に関する情報提供の徹底について

標記の件につきまして、厚生労働省医薬食品局審査管理課並びに安全対策課より日本医師会を通じて別紙のとおり周知方依頼がありましたので、ご連絡申し上げます。

さて、今般、平成21年12月16日付で、独立行政法人国民生活センターより「ソフトコンタクトレンズ用消毒剤のアカントアメーバに対する消毒性能－使用実態調査も踏まえて－」が公表され、当該報告書によれば、本来ソフトコンタクトレンズ用消毒剤の消毒効果のみでは角膜感染症の原因となるアカントアメーバを完全には消毒できないこと、適切な方法でケアを行っていない人は、ソフトコンタクトレンズのアカントアメーバ汚染率が高い傾向であったこと等が示されています。

そのため、厚生労働省では、ソフトコンタクトレンズ使用者に対して、ソフトコンタクトレンズ用消毒剤によるケア方法を含めたソフトコンタクトレンズの適切な使用方法の教育・啓発をさらに徹底するよう、眼科学会等の関係学会に依頼するとともに、日本コンタクトレンズ協会に対しても、使用説明文書等の見直し等を指示する通知を発出しております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会内の眼科標榜の医療機関に対する周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、独立行政法人国民生活センターから公表された「ソフトコンタクトレンズ用消毒剤のアカントアメーバに対する消毒性能－使用実態調査も踏まえて－」については、http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20091216_1.htmlより参照できます。

小郡三井医師会より

学術担当理事 永田正和
会長 丸山 泉



(法安 61)F

平成 21 年 12 月 18 日

都道府県医師会
医療安全担当理事殿

日本医師会常任理事
木下 勝



ソフトコンタクトレンズ用消毒剤の適正使用等に関する情報提供の徹底について

今般、厚生労働省医薬食品局審査管理課ならびに安全対策課より、別添の通り
本会宛事務連絡がありました。つきましては、下記の点について、貴会管下会員へ
の周知方お願い申し上げます。

記

平成 21 年 12 月 16 日付で、独立行政法人国民生活センターより報告書「ソフトコ
ンタクトレンズ用消毒剤のアカントアメーバに対する消毒性能－使用実態調査も踏
まえて－」(URL http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20091216_1.html)が公
表された。それによると、ソフトコンタクトレンズ用消毒剤の消毒効果のみでは、角膜
感染症の原因となるアカントアメーバを完全には消毒できないこと等が示されてい
る。

このため、眼科学会等の関係学会に対して、ソフトコンタクトレンズの適切な使用
方法の説明の徹底を改めて依頼し、業界(日本コンタクトレンズ協会)に対しても、
使用説明文書の見直し等を指示する通知を発出した。

通知の概要は次の通り。

1. ソフトコンタクトレンズ用消毒剤の使用説明文書及び外箱において
 - (1) レンズ脱着時の手指の洗浄
 - (2) レンズのこすり洗いの徹底
 - (3) レンズケースの定期的な交換
 - (4) 眼とレンズの状態の確認のための定期的な検査の推奨
 - (5) 不適切な使用による感染の危険性等、使用者に適正な使用を促すため
の情報を見やすい位置にわかりやすく明示する等の注意喚起
を行うこと
2. ソフトコンタクトレンズ使用者に対して、適切な使用方法の教育・啓発をさらに徹
底すること

以上



事 務 連 絡
平成21年12月16日

社団法人 日本医師会 御中

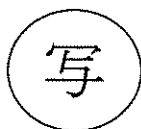
厚生労働省医薬食品局審査管理課

厚生労働省医薬食品局安全対策課

ソフトコンタクトレンズ用消毒剤の適正使用等に関する情報提供の徹底について

標記について、別添のとおり、財団法人日本眼科学会理事長、社団法人日本眼科医会会長、日本眼感染症学会理事長、日本コンタクトレンズ学会理事長あて通知しましたので、お知らせします。

以上



別添

薬食審査発1216第3号
薬食安発1216第8号
平成21年12月16日

(別記) 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

ソフトコンタクトレンズ用消毒剤の適正使用等に関する情報提供の徹底について

今般、平成21年12月16日付で、独立行政法人国民生活センターより別添の報告書「ソフトコンタクトレンズ用消毒剤のアカントアメーバに対する消毒性能－使用実態調査も踏まえて－」(http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20091216_1.html)が公表され、当該報告書によれば、本来ソフトコンタクトレンズ用消毒剤の消毒効果のみでは角膜感染症の原因となるアカントアメーバを完全には消毒できないこと、適切な方法でケアを行っていない人は、ソフトコンタクトレンズのアカントアメーバ汚染率が高い傾向であったこと等が示されています。

コンタクトレンズの使用にあたっては、角膜感染症等の発症を防止するために、コンタクトレンズの正しい使用方法・ケア方法を遵守することが重要と考えられることから、別添写しの通り、日本コンタクトレンズ協会会長あて通知したところです。

つきましては、貴会におかれましては、貴会会員に対し、ソフトコンタクトレンズ使用者に対して、ソフトコンタクトレンズ用消毒剤によるケア方法を含めたソフトコンタクトレンズの適切な使用方法の教育・啓発をさらに徹底するよう、周知方をよろしくお願いいたします。

(別 記)

財団法人日本眼科学会理事長

社団法人日本眼科医会会長

日本眼感染症学会理事長

日本コンタクトレンズ学会理事長



薬食審査発1216第1号
薬食安発1216第6号
平成21年12月16日

一般社団法人 日本コンタクトレンズ協会会長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

ソフトコンタクトレンズ用消毒剤の適正使用等に関する情報提供の徹底について

今般、平成21年12月16日付で、独立行政法人国民生活センターより別添の報告書「ソフトコンタクトレンズ用消毒剤のアカントアメーバに対する消毒性能－使用実態調査も踏まえて－」（http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20091216_1.html）が公表され、当該報告書によれば、本来ソフトコンタクトレンズ用消毒剤の消毒効果のみでは角膜感染症の原因となるアカントアメーバを完全には消毒できないこと、適切な方法でケアを行っていない人は、ソフトコンタクトレンズのアカントアメーバ汚染率が高い傾向であったこと等が示されています。

ソフトコンタクトレンズの使用にあたっては、角膜感染症等の発症を防止するために、ソフトコンタクトレンズの正しい使用方法・ケア方法を遵守することが重要と考えられることから、貴会におかれましては、貴会会員に対し、ソフトコンタクトレンズ用消毒剤の適正使用等に関する下記の事項につき、周知方よろしく願います。

なお、本通知の写しを各都道府県衛生主管部（局）長、財団法人日本眼科学会理事長、社団法人日本眼科医会会長、日本眼感染症学会理事長、日本コンタクトレンズ学会理事長、消費者庁政策調整課長、独立行政法人国民生活センター理事長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構あて送付していることを申し添えます。

記

1. ソフトコンタクトレンズ用消毒剤の使用説明文書及び外箱において、①レンズ脱着時の手指の洗浄、②レンズのこすり洗いの徹底、③レンズケースの定期的な交換、④眼とレンズの状態の確認のための定期的な検査の推奨、⑤不適切な使用による感染の危険性等、使用者に適正な使用を促すための情報を見やすい位置にわかりやすく明示する等の注意喚起を行うこと
2. ソフトコンタクトレンズ使用者に対して、適切な使用方法の教育・啓発をさらに徹底すること